

	<p>法第3条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。案件は2件です。</p> <p>整理番号1番、[]の譲受人が町内の農地を取得するものです。この農地は山裾にあり、耕作が難しい場所で不法投棄の温床になっています。今回、譲渡人から農地を譲渡したい要望があり、譲受人が農地を維持管理するため売買で取得するものです。譲受人は日頃から野菜を耕作しており、取得後は農地に粟を植え耕作していくものです。</p> <p>整理番号2番、[]の譲受人が町内の農地を取得するものです。譲受人は、この農地に隣接した農地を所有し水稻を耕作しています。効率的に一帯で耕作を行うために売買で農地を取得し、経営規模拡大を目指すものです。農地取得後は継続して水稻を耕作していく予定です。</p> <p>以上、これら案件は資料2の調査書の通り、農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>議長（中村会長） 只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>議長（中村会長） なければ、これより採決に入ります。 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）</p> <p>議長（中村会長） 全会一致により、適切と認めます。</p>
議案第11号 農用地利用集積計画（案）の決定について	
議長（中村会長）	それでは、議案第11号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明してください。
事務局（中島）	加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されまし

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>たので、その計画の決定をお諮りします。今月の申請は、賃貸借と使用貸借権による更新が1件面積 13,959 m²と使用貸借権設定による新規が1件の 2,086 m²、合計面積 16,045 m²の申請です。1番、2番はいずれも中間管理機構である（公財）いしかわ農業総合支援機構を經由して、それぞれ耕作者が利用権の設定を受けるもので、更新は10年間、新規は5年間弱の設定期間を結ぶものです。</p> <p>以上この2件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項、各号要件を満たしており、適切と考えます。説明は以上です。</p> <p>それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p> <p>なければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第11号 農用地利用集積計画(案)の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
<p>議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>上木委員</p>	<p>次に、議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について事前に現地確認調査を行っておりますので、上木委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは、報告します。</p> <p>整理番号1番の転用目的は住宅敷地建設です。1番は既に住宅敷地が建設されておりました。雨水は浸透及び道路側溝に流す計画です。申請者からは始末書が提出されております。周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以</p>

<p>議長（中村会長） 事務局（橋本）</p>	<p>上です。 それでは、事務局から説明してください。 説明いたします。 1番は [] 地内にあり、田、面積 17 m²、転用目的は住宅敷地建設です。この案件は、昭和 51 年に申請人の亡き父が隣接地の境界を誤認して住宅の敷地としていたもので、事業者は既に亡くなっており建設の経緯は不明です。隣接地の所有者が売買することに伴って、越境部分を分筆し、今回の申請に至っております。申請地は、第一種中高層住居専用地域にあるため第 3 種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。 説明は以上です。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>なければ、これより採決に入ります。 議案第 12 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>全会一致により、適切と認めます。</p>

議案第 13 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

<p>議長（中村会長） 上木委員</p>	<p>次に、議案第 13 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っておりますので、上木委員から報告をお願いします。 それでは、報告します。 整理番号 1 番の転用目的は敷地拡張です。隣地境界には既存の擁壁があり、雨水は浸透させる計画です。 2 番の転用目的は増築住宅及び駐車場建設です。隣地境</p>
-------------------------------	---

界には既存の擁壁があり、生活排水は浄化槽で処理し雨水と共に道路側溝に流す計画です。

3番の転用目的は太陽光発電設備建設です。雨水は浸透させるとともに道路側溝に流す計画です。

4番の転用目的はホテル建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は下水道に接続し雨水は道路側溝に流す計画です。

5番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は下水道に接続し雨水と共に道路側溝に流す計画です。

以上5件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。

議長（中村会長）
事務局（橋本）

それでは、事務局から説明してください。

説明します。

1番は [] 地内にあり、畑、面積 76 m²、転用目的は敷地拡張です。譲受人は隣接地に居住しており、申請地を購入して庭として敷地拡張するものです。申請地は、第一種低層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

2番は [] 地内にあり、畑、2筆、面積計 362 m²、転用目的は増築住宅及び駐車場建設です。譲受人は親族と同居するため、申請地を購入して増築住宅及び駐車場を建設するものです。申請地は、第一種低層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

3番は [] 地内にあり、田、5筆、面積計 3,589 m²、転用目的は太陽光発電設備建設です。譲受人は不動産業を営んでおり、申請地を購入して太陽光発電設備を建設するものです。申請地は、農地の拡がりが 10ha 以上の農地の

	<p>一部であることから第1種農地と判断されますが、総面積14,605.57㎡の併用1/3以内であるため、許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>4番は[]地内にあり、田、3筆、面積計2,177㎡、転用目的はホテル建設です。譲受人は[]を営んでおり、申請地を購入してホテルを建設するものです。申請地は、第二種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>5番は[]地内にあり、畑、面積338㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は、義父が所有している申請地を使用貸借して自己住宅を建設するものです。申請地は、農地の拡がり10ha未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>議長（中村会長） 只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>議長（中村会長） なければ、これより採決に入ります。</p> <p>議長（中村会長） 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）</p> <p>議長（中村会長） 全会一致により、適切と認めます。</p>
議案第14号 非農地聡明願について	
議長（中村会長）	次に、議案第14号 非農地証明願について事前に現地確認調査を行っていますので、上木委員から報告をお願いします。
上木委員	それでは、報告します。

議長（中村会長） 事務局（橋本）	<p>整理番号1番は現況が森林化しており、農地の状態ではないと判断しました。</p> <p>2番は住宅の庭と資材置場になっており、農地の状態ではないと判断しました。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>説明します。</p> <p>1番は■■■■地内にあり、田、面積773㎡です。この度、申請地の売却にあたって登記を調べたところ、農地であることが判明したものです。現況は森林化しており、農地として復元が著しく困難な状態であるため、非農地証明の発行もやむを得ないと考えます。</p>
議長（中村会長）	<p>2番は■■■■地内にあり、田、2筆、面積計330㎡です。この案件は、平成19年2月に倉庫を建設するため農地法第5条の許可を受けましたが、倉庫の建設には至らなかったものです。現況は居宅の庭及び資材置場となっており、農地の状態ではないため、非農地証明の発行もやむを得ないと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 (意見、質問等)</p>
議長（中村会長）	<p>なければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第14号 非農地証明願について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 (挙手全員)</p>
議長（中村会長）	<p>全会一致により、適切と認めます。</p>

報告 第5号 地籍調査による地目変更について

議長（中村会長）

次に、報告第5号 地籍調査による地目変更について、事務局から説明してください。

事務局（橋本）

説明させていただきます。

まず地籍調査事業は、市が事業主体となって一筆ごとの土地を立会により境界を確認して、所有者、地番、地目を調査するとともに土地の面積を測量し、地番の変更、地目変更、地積更生、合筆、分筆の登記を行います。相続登記など所有権の移転に関する登記はできません。地籍調査事業により農地から非農地に地目変更登記をする場合は、特例として転用許可書や非農地証明書は不要となっております。但し、悪質な違法転用がある場合は、農業委員会から転用許可申請の提出や農地に原状回復するよう指導する場合があります。

この度、加賀市長から令和6年度に [] 地内で実施された地籍調査の結果、登記地目が農地であって現況が農地に復元することが困難であると判断した土地について、非農地への地目変更の照会があったものです。農地から非農地に変更になる土地は調査前が452筆、調査後が合筆等により450筆となっております。

[] 地内の雑種地については、過去に転用許可が下りており、地目変更登記を怠っていたものです。

そのほかは、原野、公衆用道路、山林、池沼であります。なお、中村会長に確認頂き、異議がない旨を回答しております。説明は以上です。

議長（中村会長）

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。
(意見、質問等)

議長（中村会長）

ご意見、ご質問等がなければ、終わります。

報告 第6号 農地利用最適化活動について

議長（中村会長）	次に、報告 第6号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。 (委員からの報告なし)
議長（中村会長）	その他事務連絡については、事務局から報告してください。

事務連絡

事務局（宮下）	その他資料（資料3）当面の日程のみを説明 (活動実績等を報告)
議長（中村会長）	ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして令和7年 第3回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（午後2時40分）